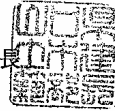


平17監理第2185号-2
平成18年(2006年)3月20日

山口県行政書士会長 様

山口県土木建築部長



経営事項審査申請様式の切替について (依頼)

経営事項審査については、平成18年2月9日付け平17監理第1871号で通知したとおり、平成17年12月16日付けで建設業法施行規則及びこれに関連する告示・通知の改正があり再審査対象となる改正が平成18年5月1日から施行されます。

つきましては、本県における申請様式の切替についての取扱いは、下記のとおりとしますので、会員への周知等についてよろしくお願ひします。

記

1 新基準の適用

平成18年5月1日以降に交付される経営事項審査結果通知書から適用されます。

2 様式の切替について

4月以降に申請を受け付けるものは、審査に要する期間等から、5月1日以降に結果通知を行うこととなるため、4月3日以降に申請する場合は、原則として新様式で申請してください。

ただし、4月中に結果通知が必要となる特別な理由がある場合は、別途、管轄の土木(建築)事務所総務課にご相談ください。

土木建築部
監理課
経理・建設業班
TEL083-933-3629
FAX083-925-8862